奄美市地球温暖化防止活動実行計画

（事務事業編・区域施策編）策定支援業務

特記仕様書

令和５年５月

奄美市

第１章 総則

【適 用】

この特記仕様書は、奄美市（以下、「本市」という。）が発注する「奄美市地球温暖化防止活動実行計画（事務事業編）及び奄美市地球温暖化防止活動実行計画（区域施策編）の策定支援業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

【目的】

第２条

地方公共団体においては、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117 号）第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）及び同条第３項の規定に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定するものとされている。

本業務は、平成30年に改定した「奄美市地球温暖化防止活動実行計画（事務事業編）」（以下「事務事業編」という。）について、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定マニュアル」（本編）（令和５年３月環境省大臣官房地域政策課）に基づき計画の進捗状況を把握し、その達成状況を評価するとともに、その結果をもとにして、今後の更なる省エネルギー等の取組を立案して、国の目標の達成に貢献し、低炭素社会の実現に資するように「事務事業編」を改定するための案（以下、「事務事業編案」という。）の作成を委託することを目的とする。

また、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」（本編）（令和５年３月環境省大臣官房地域政策課）に基づき、「地球温暖化対策計画（令和３年10月22日閣議決定）」及び「気候変動適応計画（令和３年10月22日閣議決定」並びに「鹿児島県地球温暖化対策実行計画（令和５年３月策定）」に即し、本市の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出量の削減等の施策の推進に資するように「奄美市地球温暖化防止活動実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という。）を策定するための案（以下、「区域施策編案」の作成を委託することを目的とする。

【業務概要】

第３条

本業務では、「事務事業編案」及び「区域施策編案」の作成に当たり、以下の業務を行う。

①　調査業務

既存の資料や関係機関等からのヒアリング、その他の方法により本市におけるエネルギー使用量や温室効果ガス排出削減対策の実施状況等の把握など必要な調査を行う。

②　計画作成業務

調査結果に基づき実行計画案の作成などを行う。

③　支援業務

カーボン・マネジメント体制の構築等のサポートを行う。

【履行期間】

第４条

本業務の契約締結の日から令和６年３月３１日までとする。

【受託者の義務】

第５条

受託者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、基準、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

２　受託者は、本業務の実施にあたり、本市の担当者と十分な協議を行って作業を進めるものとする。

【秘密の厳守】

第６条

受託者は、本業務で知り得た全ての事項について秘密を厳守し、本市の承認なしに他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

２　受託者は、本市の承認なしに本市提供資料を他人に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。

【疑 義】

第７条

受託者は、本業務について不明な点、又は疑義を生じた場合は、速やかに本市担当者と協議するものとする。

【担当技術者】

第８条

受託者は、業務の実施にあたる担当技術者を定め、その氏名その他必要な事項を実行計画書において届け出るものとする。

２　受託者及び担当技術者は、本仕様書等に基づき適正に業務を実施しなければならない。

【業務計画書】

第９条

受託者は、契約締結後、業務の着手に先立ち、以下の各号に掲げる内容を含んだ実施計画書を提出し、本市の承諾を受けるものとする。

（１）業務内容

（２）工程

（３）業務組織・連絡体制・担当技術者

（４）業務実施方法

（５）成果品の内容

【協 議】

第１０条

協議・打合せは綿密に行うこととする。協議・打合わせは本市の指示又は受託者からの申し入れにより適宜実施するものとする。また、業務の進捗を逐次報告するものとする。

【業務の再委託】

第１１条

受託者は、業務の実施に際し、必要な場合は再委託を行うことができる。ただしその場合は、実行計画案作成など主たる業務を除くものとする。

【図書等の貸与】

第１２条

本市より受託者に対し、業務の実施に必要な図面や資料・データ等（以下「関係書類等」という。）を貸与する。

２　受託者は、貸与された関係書類等を第３者に提供してはならず、業務完了後は本町が承諾したものを除き、速やかに返還または抹消しなければならない。

【土地等への立ち入り】

第１３条

受託者は、本業務を遂行するため、公有地や施設に立ち入る場合は、施設等の管理者と十分な協議を行い、業務が円滑に遂行できるよう努めなければならない。

２　やむを得ない理由等により立入りが不可能な場合は、受託者は本市の担当者と協議するものとする。

【不測の事態の発生】

第１４条

本業務の遂行中、事故など不測の事態が発生した場合は、速やかに本市の担当者に連絡を取り、指示を仰ぐものとする。

【安全管理】

第１５条

本業務を遂行するにあたり関係法規・法令等を遵守し、安全管理については十分に注意するものとする。

【検 査】

第１６条

受託者は成果品の引渡しにあたっては期限を遵守し、かつ本市の検査を受けなければならない。

２　成果品の検査において、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。

３　成果品の引渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において必要な訂正又は修正を行わなければならない。

【個人情報の取扱い】

第１７条

受託者は、本業務にあたっては、以下の各号を遵守しなければならない。

1. 本業務上において取得した個人情報の機密保持に関し、個人情報の漏えい、滅失又は破損の防止その他の適切な措置を講じること。
2. 再委託を行う際は、個人情報の適切な管理を行う能力を有するものに行うものとする。
3. 本業務の利用目的以外に利用しないこと。
4. 個人情報の漏えい等の事案が発生した場合、速やかに本町に報告を行い、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じること。
5. 本業務期間終了後、個人情報が記載されている媒体が不要となったときは、個人情報の復元、又は判読が不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うこと。

第２章 業務内容

【関係法令・条例・基準等の遵守】

第１８条

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書のほか、国・県・本市の関連法規・条例、関連計画等との整合を図るとともに、本業務の実施にあたり必要とされる最新の関係法令及び条例等を遵守すること。

【業務内容】

第１９条

本業務の業務項目については、以下のとおりとする。

（１）事務事業編の策定

以下の①～⑤について、調査・分析・検討等を行い、その結果を踏まえ「事務事業編案」を作成する。

①　背景の整理

地球温暖化対策に関する国内外の動向や、本市の行政事務・事業におけるこれまでの取組等を整理すること。

②　計画改定の主旨

事務事業編の改定に当たっては、現行計画全体の総括的な点検・評価を実施し、その成果や課題を踏まえ、計画改定の方針を検討すること。また、これまでの策定、改定の経緯や取組の実施状況及び目標の達成状況について整理すること。

③　温室効果ガス排出量等の把握及び課題の整理

各施設の運用状況、エネルギー使用量など温室効果ガス使用量及びエネルギー消費量の算定・推計等に必要な情報を収集・分析し、課題を整理すること。

④　温室効果ガス排出量の削減目標の設定及び目標達成に向けた取組の検討

③で整理した課題や現行計画での達成状況等を考慮し、現行計画の見直しを含め、温室効果ガス排出量の削減目標を検討すること。併せて、目標を達成するための対策（ソフト面、ハード面）について、実行可能な取組項目を設定し、具体的な施策を検討すること。

⑤　計画の推進体制の検討

現行計画の推進体制について点検・評価を実施し、その成果や課題を踏まえた推進体制のあり方を検討する。

（２）区域施策編の策定

次の①～⑦について調査・分析・検討等を行い、その結果及び本市が設置する「奄美市世界自然遺産活用プラットフォーム」の意見等を踏まえ「区域施策編案」を作成する。

①　自然的・社会的条件の整理

計画の基本的な条件となる本市の自然的・社会的条件を整理する。

②　地球温暖化対策に係る情報の整理

地球温暖化による影響に係る情報、温暖化防止に向けた国際的な取組、国、鹿児島県、本市等の施策の動向や他自治体の先進事例等の情報を整理する。

③　再生可能エネルギーの賦存量、利用可能量の推計

太陽光エネルギー、バイオマスエネルギー、風力発電、小水力発電等の再生可能エネルギーについて、既存資料を基に、本市域における賦存量を調査する。

④　意識調査

市民及び事業者の省エネルギー行動の実施状況や省エネルギー・再生可能エネルギー設備及び機器の導入状況等を把握するため、市民（対象：2,000人）や事業者（対象：1,000者）向けのアンケート調査実施するものとし、調査や内容の検討、調査書の発送・回収、調査結果の集計・分析を行う。なお、対象者の抽出及び宛名作成は個人情報保護の観点から市が行うものとする。

⑤　温室効果ガス排出量等の把握及び課題の整理

基準年度2013年度及び現況年度2019年度の本市域における温室効果ガス排出量を算出（二酸化炭素の吸収量の推計を含む）するとともに、排出量増減の要因を部門別、種類別等に分類して分析する。

⑥　温室効果ガス排出量の将来推計及び削減目標の設定

2030年度における温室効果ガスの将来排出量について、現状を継続した場合と、今後実施する新たな対策の効果を考慮した場合のそれぞれを推計する。また、今後新たな対策の効果を考慮した推計結果や国、鹿児島県の削減目標等を踏まえて、本市の2030年度（中期）及び2050年度（長期）の削減目標を設定する。

⑦　継続的な温室効果ガス排出量、エネルギー消費量の算定方法の提案

計画策定後、毎年度の温室効果ガス排出集計及び計画の達成状況の確認の仕組について提案する。

（３）支援業務

事業の実施において必要となるカーボン・マネジメント体制の構築、効果的な計画の遂行を図るため必要なサポートを行う。

第３章 成果品

【成果品】

第２１条

本業務における成果品は、以下のとおりとする。

1. 業務報告書

本業務で実施した業務内容を取りまとめて、業務報告書を作成する。

A4サイズでファイリングして2部提出する。

（２）事務事業編及び区域施策編

「事務事業編案」及び「区域施策編案」は、納品後にそれぞれ庁内で回議・決裁の手順を経た後に策定する。策定した事務事業編及び区域施策編を最終成果品としてそれぞれ冊子5部、公開用PDFデータ、印刷用データを提出する。

（３）電子データ

業務報告書に関するデータ一式及び事務事業編案並びに区域施策編のデータ一式を納めたCDまたはDVDを2式提出する。